

広 報

団地内道路、棟間の通路に接する植栽環境の調査結果 に基づく課題と今後の対応についてお知らせ。

【はじめに】当理事会は緑化委員会と協同して団地内植栽環境の維持に努めていますが、具体的には定期的な消毒や施肥、繁茂した草木の除草、剪定ほか、枯死した生け垣の補植などによって共有部の植栽を適正に維持する一方、中高木の生育によって建物や住環境に悪影響が懸念される場合は適宜剪定、間伐、伐採などにより植栽環境の改善を図っています。この為定期的に団地内の植栽環境を調査しており、結果は毎月の定例作業に反映されています。

【現状報告】

5月5日、12日の両日、団地内道路に接する灌木や低層棟間の垣根の状態と共に専用庭の状況についても調査したところ、以下のような内容が確認されましたのでご報告します。

1. 周回道路に面した植栽や生け垣によって見通しがきかない場所や、路幅が減少し通行の妨げになっている箇所が散見される。安全上の観点から早期の改善が必要と判断される。
2. 生け垣（外側共有部）の膨らみが常態化して棟間の通路幅が狭くなっている箇所がある。
3. 専用庭の植栽や自生した草木が低層棟の間の通路にはみ出している箇所が散見される。
4. 専用庭の植栽や自生した草木が繁茂して景観の悪化を招いている。またこれにより共有部の垣根が相当規模失われているほか、隣家の専用庭まで侵食している状況も確認される。

【今後の対応】

- ・ 1 項及び 2 項は管理組合が対処すべき共有部の問題であり、今後理事会が剪定や伐採などの改善措置を施す予定ですが、隣接する住人の方には予め作業についてご連絡申し上げます。
 - ・ 3 項及び 4 項の事案は専用庭に関する案件で、居住者の責任及び管理下にあることから先ず理事会から当該居住者の方宛てに現状の報告と共に改善の申し入れを致します。
- 更に要望があれば具体的な改善の方法について緑化委員会と図り、早期改善のための提案など協力して解決に臨みたい考えですのでよろしくお願い申し上げます。

以上。